



発行：2022年10月17(月) No. 493

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

コロナ、物価高で苦しむ中小業者をさらに苦しめるインボイス反対！！

守秘義務違反の論理が破綻？

10月4日(火)から、名古屋北税務署交渉を行い、民商から安藤副会長、森常任理事、事務局2名が参加しました。税務署側は、総務課長はじめ4人が応対。安藤副会長のあいさつの後、総務課長から要望書に対する回答を聞きました。回答のなかで、「税務運営方針は、昭和51年に国税庁長官により、原則論を示したものと認識している」と従来と変わらない態度を示しました。また、現在進行中の調査について、「税務署員が調査対象者の臨店調査にきた際に、立ち合い4名の同席のもと、調査対象者の妻が自らの重篤な病気について告白してしまった。立ち合い4名とも初めて聞かされる内容で「非公知性」と「秘匿の必要性」



を備わっている守秘義務の内容となる『秘密』が明らかにされ、守秘義務が犯される事態が起こったが、名古屋北税務署ではどのような対応(処分)が行われたのか、説明を求める」との要望に対しては、「個別の案件については回答を控えさせていただく」と述べました。それに付け加えて「守秘義務とは、国家公務員として知りえた秘密を漏らしてはいけないということ。そのため、税理士業務以外の第三者の立ち合いはお断りしている」と話しました。「調査対象者の妻が話したことは、守秘義務違反にはならないのか」と重ねてきくと「署員が無理に聞き出したのではなく、本人が話したただだから守秘義務違反には当たらない。職員が自ら漏らすことはあり得ない」と総務課長が回答。「本人がしゃべってしまったただだから守秘義務違反ではないと言うのなら、守秘義務違反になるからと、民商の立ち合いを断るのは矛盾するのではないかと民商側が追及すると、それ以上回答できませんでした。滞納整理についても、「納税者の実情に配慮して親切丁寧に対応してほしい」と要望しました。

裁判員年齢の18歳への引き下げ

弁護士 中島万里(名古屋北法律事務所)

4月1日から、民法の改正により成年年齢が18歳に引き下げられました。消費者被害拡大の懸念など、心配される点が盛んに報道されましたが、成年年齢引き下げによってほとんど注目されずに変更されたことがあります。18歳も裁判員裁判の裁判員に選ばれることになったという点です。

2009年に開始した裁判員制度は、国民から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加し、被告人の有罪・無罪、言い渡す刑を判断するというもので、国民の司法参加により、裁判に国民の視点・感覚を反映させ、司法に対する理解や信頼を向上することが狙いでした。裁判所が行ったアンケートによれば、裁判員経験者の多くが参加経験を好意的に受け止めており、制度開始から13年を経て制度が定着しつつあります。一方で、裁判員が強いられる心理的負担、守秘義務に縛られ経験の共有ができないといった問題がかねてから指摘され、制度の在り方について様々な議論があります。このような重大な制度に18歳から参加することの是非を、当事者となりうる私たちが主体的に議論した形跡はありません。私たちがよく知らない間に制度が変わっていたというのが実態で、これはかなり問題です。裁判員年齢を選挙権年齢に合わせることは合理的に思えますが、少年法改正後も18歳、19歳は「特定少年」と扱われ少年法が適用されるため、加害者側の18歳は大人として扱われないのに、裁く側では大人として扱うのはいいのか。身近な問題としても、高校生が選ばれたら学校はどうなるのか。これを機に、裁判員制度が抱える課題そのものも含めて、私たち市民が裁判員として刑事裁判に参加することの意味を考えてみるのもいいかもしれません。

参加者募集！「物価高騰対策」「消費税減税とインボイス中止を求める」大集会
11月6日(日)13時～(愛商連:朝9時20分JR名古屋駅発)＜会場＞東京芝公園